

## 燕・弥彦総合事務組合告示第41号

平成22年11月29日付燕・弥彦総合事務組合告示第37号から第40号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

平成22年12月1日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

### 記

#### 1 訂正する内容

燕・弥彦総合事務組合告示第37号から第40号の「3 入札に関する事項」の記載を、下記のとおり訂正する。

#### 3 入札に関する事項中

「(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札参加者は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。」  
を

「(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

最低制限価格を下回る価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできません。」

に訂正する。